

論 説

公明党の平和主義と 「集団的自衛権」行使容認論

創価大学平和問題研究所 助教 秋 元 大 輔

1. はじめに：「集団的自衛権」の行使容認をめぐる

2014年7月1日、第二次安倍内閣は、「集団的自衛権」行使を認める「閣議決定」をおこなった。従来の日本政府の見解では、憲法第9条に抵触すると考えられていた「集団的自衛権行使」を、「限定的」に容認したのである。

この7・1閣議決定については、様々な意見があり、特に、「平和の党」を看板に掲げる公明党にとっては、重大な決断であったといえよう。集団的自衛権の行使容認について、2014年5月17日、公明党の支持母体である創価学会の広報室によって、以下の声明が公表された。

私どもの集団的自衛権に関する基本的な考え方は、これまで積み上げられてきた憲法第9条についての政府見解を支持しております。したがって、集団的自衛権を限定的にせよ行使するという場合には、本来、憲法改正手続きを経るべきであると思っております。集団的自衛権の問題に関しては、今後の協議を見守っておりますが、国民を交えた、慎重の上にも慎重を期した議論によって、歴史の評価に耐えうる賢明な結論を出されることを望みます。

創価学会は、「限定容認」できさえも、「憲法改正」の手続きを経るべきである、との見解を示すことで、閣議決定に加え、「日米防衛協力のための指針」

再改定を検討している自民党をけん制し、公明党に慎重論を促したのである（産経新聞2014年5月17日、傍線部は引用者）。

集団的自衛権をめぐって、自民党との連立維持を重視する公明党と、純粋な平和主義を訴える創価学会の関係は、一見すると「公明党vs.創価学会」（島田2007）のような対峙した構図として捉えられるかもしれない。

公明党に関する先行研究によると、同党・創価学会が「平和主義」を「妥協している」という批判的な分析がある（例えば、Kisala 1999：73-94）。一方で、ハーバード大学・ライシャワー日本研究所のヘレン・ハーデカ教授のように、日本が「集団的自衛権」を全面行使できないのは、平和主義を尊重する公明党・創価学会が存在しているためである、という考察もある（Hardacre 2005：235、その他、国内外の先行研究については拙著『“New Komeito” in Japanese Politics』を参照）。

集団的自衛権の行使容認論をめぐって、「平和の党」である公明党は、支持母体である創価学会からの要望をいかに受け止め、7・1閣議決定に反映させたのであろうか。

2. 公明党は、「平和の党」の看板を外すのか？ という批判

集団的自衛権の行使容認については、支持母体の創価学会に限らず、公明党の内外から、懸念や批判の声が上がっていた。

例えば、2014年6月27日、岡田克也衆議院議員（現民主党代表）は、自身の公式ブログ内で、「集団的自衛権：公明党は『平和の党』の看板を外すのか」と名指して公明党を批判した（岡田2014）。

同年6月28日におこなわれた公明党「県代表懇談会」では、地方組織から「平和の党のイメージが厳しくなる」という異論が、公明党執行部に対して出された（産経新聞2014年7月5日）。

また、朝日新聞は2014年7月1日、同閣議決定について、「海外での武力行使を禁じた憲法9条の解釈を大きく転換させるものだ」、「日本が他国同士の戦争に加わる道が開かれることになる」と厳しく非難している（朝日新聞2014年

7月1日)。

こういった、党内外からの懸念を払拭するため、公明党は7月5日、党本部にて「全国県代表協議会」を開き、閣議決定の内容に関する説明をおこなった。

公明党の地方組織代表からは、閣議決定への反対はなかったが、「憲法9条は守られたのか」といった意見があり、山口那津男参議院議員(公明党代表)は、「憲法の平和主義を堅持する結論を導いたと確信している」と説明し、地方議員への理解を求めた(産経新聞2014年7月5日)。

しかしながら、その後も、7・1閣議決定にもとづく集団的自衛権の行使容認論への批判は続いた。公明党が「平和の党」の看板を外した、もしくは「平和主義」を捨て去った、という主張が存在するが、まず、公明党の「平和主義」が一体どのようなものであるか、という分析が不可欠である。その上で、公明党の平和主義がいかに、7・1閣議決定へと反映されたのか、を正しく認識することが肝要である。

したがって、本稿では、結党から現在に至るまでの公明党の平和主義と安全保障政策について包括的な考察をおこなうことで、上記の論点を明らかにすることを目的とする。

3. 公明党の「平和主義」に関する3つの類型

まずは、公明党の安全保障政策の変遷を理解するために、国際政治学の理論を応用し、公明党の平和主義の概念化・類型化をおこないたい。

国際政治学者ヘドリー・ブルは、著書『国際社会論：アナーキカル・ソサエティ』(2000)で、「カント的理想主義」、「ホッブズの現実主義」、「グロティウスの国際主義」を提示した(Bull 2002: 25)。

ヘドリー・ブルは、英国学派として知られているが、国際政治学の伝統的な理論である、リアリズムとリベラリズムという二元論的思考にとらわれない、これら3つのパラダイムの重要性を指摘したのである。

そして筆者は、拙著『“New Komeito” in Japanese Politics』(2014)に

において、ヘドリー・ブルのパラダイムを援用し、公明党の平和主義を、1) (カント的)「反戦平和主義」、2) (ホッブズの)「現実平和主義」、3) (グロティウスの)「国際平和主義」に分類した。よって、ここからは、年表で示される結党から現在までの公明党の安全保障政策と、3つの平和主義を詳しく検討していく。

表) 公明党の安全保障政策に関する年表

年・月	公明党史と安全保障政策の変遷
1961・11	「公明政治連盟」結成
1964・11	「公明党」結成大会開催
1967・12	国会で初めて「非核三原則」概念に言及
1968・4	党大会にて、日米安保体制の「段階的解消」を発表
1971・11	公明党提案が土台の「非核兵器ならびに沖繩米軍基地縮小に関する決議」
1978・1	「領域保全能力」として自衛隊の合憲性を検討
1981・12	自衛隊・日米安保の合憲性を条件付きで認める
1982・6	核廃絶を求める1000万人の署名を国連事務総長に提出
1990・11	「国連平和協力法案」、公明党の反対により廃案に
1992・6	「国際平和協力法」(PKO協力法)が成立
1994・11	「分党・二段階」方式で、「新進党」に参加を決定
1998・11	「公明」と「新党平和」が合流、「公明党」を再結成
2001・10	「テロ対策特別措置法」が成立
2002・11	日本国憲法改正問題に関し、「論憲」を超えた「加憲」方式を検討
2003・6	「有事関連法」(武力攻撃事態対処関連3法)が成立
2003・7	「イラク復興支援特別措置法」が成立
2004・6	「有事関連7法」(国民保護法等)が成立
2014・7	「閣議決定」により集団的自衛権行使を限定容認

注) 公明党史編纂委員会『大衆とともに——公明党50年の歩み』(2014)を参照に作成

3.1. 公明党の「反戦平和主義」：戦争への反対

ドイツの政治哲学者であるイマヌエル・カントは、著書『永遠平和のため

に』(1795)で、戦争を廃止し、平和を築くために、常備軍の廃絶や、国際機関の設立などを提案した。

国際政治学の理論では、カントは「理想主義」(リベラリズム)に分類される。よって、カントの理想主義は、「反戦平和主義」として概念化することができる。

カントの平和主義は、しばしば、自衛・正当防衛をも否定した「絶対平和主義」として解釈される場合があるが、実は、カント自身は、自衛と自衛のための実力行使を否定はしていない(秋元2014b:48)。

戦争へ反対するという点で、公明党は結党以来、カント的「反戦平和主義」を貫いている。公明党は、結党当初、「絶対平和」を理想として掲げ、自衛隊を「国土警備隊」に再編し、日米安全保障条約に関しても、長期的には解消するべきである、と主張していた(毎日新聞社1969)。しかし、カントの平和主義と同様に、公明党は、国民の生命を守るための自衛権までは否定していない。1968年4月の党大会では、「日米安保体制の段階的解消の方途」が発表され、在日米軍基地の部分的縮小を促す結果となった。この選択は、日米安保の継続を主張する賛成派と即時撤廃を求める反対派のバランスをとった決断であったと考えられる。そして、読売新聞(1968年4月22日)がおこなった日米安保に関する世論調査によると、自民党の「自動延長」を支持するが8%、民社党の「有事駐留論」15%、共産党の「即時破棄論」13%、社会党の「即時破棄論」9%、という中で、公明党の「段階的解消論」は、33%という最も高い支持率であった(公明党史編纂委員会2014:55-56)。

また、公明党は結党以来、一貫して「核兵器廃絶」を重要な安全保障政策の課題として掲げている。核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という「非核三原則」は、佐藤栄作首相によって日本の国是として決定されたが、国会(1967年12月の衆議院本会議)で初めて言及したのは公明党であった。同様に、1971年11月の衆議院本会議で成立した「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」は、公明党の提案を土台としている(同上:65)。

社会党とは異なり、公明党は「非武装中立」を外交・安全保障政策として掲げたことは、結党以来、一度もない。詳しくは後述するが、公明党は、自衛権

そのもの存在を否定しておらず、冷戦期の国際環境を考慮した上で、自衛隊と日米安全保障条約を認めるに至っている。いずれにせよ、公明党は一貫して戦争と核兵器に反対しており、その点において同党の平和主義は、カント的な「反戦平和主義」であると考察されよう。

3. 2. 公明党の「現実平和主義」：自衛力の必要性

イングランドの政治思想家であるトマス・ホブズは、著書『リヴァイアサン』(1651)の中で、「万人の万人に対する闘争」という極めて悲観的な人間観と、アナキーな世界観に、暴力と戦争の原因を求めた。

国際政治学の理論では、ホブズ的な世界観は、「現実主義」として解釈される。現実主義の立場によると、国家の独立と国内の平和を維持するために、自衛のための軍事力の保持が正当化される。これは、ホブズ的な「現実平和主義」として概念化することができる。

また、国際政治学における現実主義者は、軍事力の強化による自助の他に、他国と同盟を結ぶことの重要性も認識している。それでは、公明党の「現実平和主義」を、同党の安全保障政策の変遷と照らし合わせてみたい。

前述したように、公明党は結党当初、自衛隊と日米安全保障条約の合憲性については、容認していなかったが、1978年1月の党大会において、「領域保全能力」という観点から、自衛隊の合憲性について議論・検討する必要性を発表した(西1978:14; J・W・M・チャップマンet.al.1983:48)。

その後、党内論議を積み重ねた結果、1981年12月、公明党は、自衛隊と日米安全保障条約を条件付で認める安全保障政策を発表した(公明党史編纂委員会2014:140; 朝日新聞アエラ編集部2000:190)。公明党の安全保障政策を専門としてきた赤松正雄元衆議院議員によると、この決定は、冷戦期における公明党の外交・安全保障政策における重要な転換点であったとされる(Akimoto 2014)。

多くの政治評論家はこの決定を、公明党の「右旋回」、または「防衛政策の根本的な転換」として認識し、社会党や共産党は厳しく批判した。しかし、公明党は防衛費の増額や「侵略的戦闘機能」を備えた戦闘機の調達には一貫して

反対してきた（J・W・M・チャップマンet.al.1983：48）。

また、「領域保全能力」構想は、結党当時に掲げた自衛組織の「国土警備隊」構想と重なり合い、公明党の安全保障政策に関する「政策的に一貫性」は貫かれていると解釈される（公明党史編纂委員会2014：145）。

公明党が自衛隊・日米安保の合憲性を認めるにあたって、他党から厳しい批判があったが、「平和の党」を標榜する公明党は、なぜ、この政策転換をおこなったのであろうか。それは、国家には国民の生命を守る責任がある、という「生命尊厳」の思想に依拠していると分析することができる（秋元2014a）。

実際に、結党当時、公明党創立者の池田大作氏は、「生命の尊厳を根本に人間性の尊重、絶対平和の実現という理念、理想だけはどこまでも堅持しきっていく政党であってほしい」と、公明党の理想とする政治哲学として、「生命尊厳」と「平和主義」の重要性を強調している（公明党史編纂委員会2014：99）。

つまり、公明党は「生命の尊厳」を守るための「領域保全能力」として自衛隊と日米安保の存在を承認したのである。そして、これはホップズ的「現実主義」と「生命尊厳」の平和思想から導き出される「現実平和主義」として考察することができる。

さらに、与党時代の公明党が、武力攻撃事態に対処するための「有事法制」や、2014年7月1日の閣議決定において、「切れ目のない」安全保障政策としての自衛権行使「新三要件」を容認するに至ったのも、この「現実平和主義」に依拠するといえよう。

3.3. 公明党の「国際平和主義」：国際平和協力のための自衛隊派遣

オランダの法学者であるフーゴー・グロティウスは、三十年戦争の最中、『戦争と平和の法』（1625）を出版し、戦争を国際法によって規制することを試みた。

グロティウスは「国際法の父」と称されるが、国際政治学の理論からみた場合、その政治思想は、「国際主義」として分類される。そのため、国際法や国際機関を重視する平和思想は、グロティウス的な「国際平和主義」として概念化することが可能である。

公明党は「国連を主体とした地球規模の安全保障体制およびアジア・太平洋地域における非核地帯の設置」等を提唱してきたが（J・W・M・チャップマンet.al.1983：48）、これは、同党の「国際平和主義」として認識されよう。また、冷戦後における公明党の安全保障政策の中でも、特に、国連平和維持活動（PKO）への自衛隊派遣の容認は、グロティウスのな「国際平和主義」として分析することができる。

1990年8月2日、イラク軍がクウェートに侵攻し、湾岸危機が勃発した。これに対し、国連安全保障理事会は決議678を採択し、イラク制裁のための多国籍軍の結成が決定された。一方、日本政府は、国連の「集団安全保障」へ参加するための「国連平和協力量案」を審議したが、当時、キャスティング・ボートを握っていた公明党が反対したため、1990年11月8日、同法案は廃案になった（公明党史編纂委員会2014：161）。

アメリカの有力紙ニューヨーク・タイムズ紙は、当時、野党であった公明党が、日本の安全保障政策の決定を左右した、と取り上げた（New York Times 1991年2月27日）。公明党が反対した理由は、集団安全保障への参加が、憲法第9条に抵触すると判断したためである。そして、同法案が廃案となったのは、公明党の「反戦平和主義」の影響力であると捉えることができる。

日本政府は、多国籍軍や紛争周辺諸国へ合計40億ドルの経済援助をおこなっていたが、自民党は、国連決議にもとづく多国籍軍への経済支援として、90億ドル追加を検討していた。この90億ドル追加支援は、当初、国民全体が負担する増税によって調達することが予定されていた。しかし、公明党は全額増税ではなく、政府自身の努力と防衛費の削減によって捻出する条件を提示し、最終的には公明党の条件が盛り込まれることとなった（公明党史編纂委員会2014：161-162）。

さらに、公明党の賛成によって、1992年6月、「国際平和協力量案」（PKO協力量案）が成立し、自衛隊が国連PKOへ参加することが可能になった。このPKO協力量案の立法過程において、公明党はいわゆる「PKO参加五原則」の法文化や平和維持隊本隊業務（PKF）凍結へ貢献した（同上：169-170）。とも

あれ、PKO協力法の成立における公明党の平和主義は、グロティウスの国際主義であり、「国際平和主義」であると分析することができる。

9・11後のアフガニスタン戦争、イラク戦争に対し、公明党は最後まで「平和的解決」を求め、「反戦平和主義」を堅持した。しかし、これらの戦争終結後には、インド洋やイラクへの自衛隊派遣を支持している。これらの自衛隊派遣を可能にした「テロ対策特別措置法」や、「イラク特別措置法」の成立においても、安保理決議（1368、1483）が法的根拠となっており、「国際平和主義」にもとづく安全保障政策の決定であったと論じることができる。

4. 公明党の日本国憲法改正に対するスタンス

公明党の3つの平和主義は、日本国憲法改正問題に対するスタンスにも反映されている。結党以来、公明党は「反戦平和主義」のもと、日本国憲法の平和主義を象徴する憲法第9条の改正には、一貫して、反対もしくは慎重の立場を表明してきた（秋元2014b：211）。

遡ってみると、公明政治連盟の基本政策の一つとして、「民主的平和憲法の擁護」（主権在民、戦争放棄の現憲法を擁護し改悪に反対）が発表されており、「平和憲法擁護」は、公明党が結成された際にも、活動方針として踏襲された（公明党史編纂委員会2014：28、37）。

1970年6月の党大会における「新綱領」の中でも、「現行憲法を守る」という主旨の「護憲論」が主張された（同上：93-94）。他党と比較してみると、自民党は「自主憲法の制定」を訴え、社会党・共産党は「社会主義憲法の制定」を掲げたが、「護憲」を綱領に盛り込んだのは公明党だけであった（同上：96）。

しかし、公明党の護憲観は、社会党が唱えた「非武装中立」のための護憲ではなく、いわゆる「憲法三原理」（恒久平和主義、基本的人権の尊重、主権在民）を擁護するべきである、というものである。同党は、「憲法は時代や社会の変化、進展に応じて変化するものであるし、国民は、その時代や社会の変化に応じて、国民総意の結集のもとに、憲法を改正する権利を有している」と主

張し、憲法第96条にもとづく憲法改正行為を否定はしていない（公明党史編纂委員会2014：120）。

さらに、自衛隊の合憲性を承認するにあたって、公明党は、憲法第9条第1項が「国際紛争の解決手段」としての武力による威嚇、または武力行使を放棄したものであり、第9条第2項については、「平和的存立」のための自衛権の行使までは否定していない、との解釈を採用した（同上：143）。

このような憲法と安全保障に関する党内議論を経て、2002年11月の党大会で公明党は現行憲法の利点を残しつつ、欠点を補うための「加憲」方式を発表した。この「加憲」方式によって、環境権、知る権利、プライバシー権などの「新たな人権」などを条文として盛り込むことが可能になる（同上：276）。

その後、憲法第9条が「加憲」の対象になるか否かが議論されたが、2004年10月の党大会において、憲法第9条（戦争放棄・戦力不保持）を堅持しつつ、「自衛隊」の存在や「国際貢献」の在り方に関する条項を追加するための「加憲」方式の必要性が改めて確認され、改憲問題に関する公明党のスタンスとして定着していくこととなった（公明党史編纂委員会2014：276）。

この「加憲」方式は、憲法第9条の全面修正論、もしくは削除論へのオルターナティブであり、急進的な憲法改正案への歯止めとして分析することができる（公明新聞2005年3月18日）。つまり、公明党の「加憲論」は、憲法第9条の「戦争放棄」（反戦平和主義）、自衛隊による「自国防衛」（現実平和主義）、「国際平和協力」のための自衛隊派遣（国際平和主義）と一致するものである。

公明党には、高木陽介衆議院議員のように、憲法第9条改正の必要性を認識している国会議員も存在するが（Akimoto 2014）、基本的には、自衛権と国際貢献を明記する「加憲」方式に則っており、憲法第9条の平和主義を否定するものではない。つまり、憲法第9条の解釈においても、公明党は、「加憲」方式を採用することで、反戦平和主義、現実平和主義、国際平和主義のバランスを取っていることがわかる。

5. 閣議決定における自衛権発動「新三要件」

上述のように、公明党は憲法第9条の修正に対しては極めて慎重であり、かつ明確に反対してきた。その理由は、憲法第9条の改正によって、「集団的自衛権」の行使や、「集団安全保障」への参加といった「武力行使」が合憲となってしまうからである。にもかかわらず、2014年7月1日の閣議決定をもって、公明党は、集団的自衛権の行使を「限定容認」することになった。これによって、公明党は既述の3つの「平和主義」を捨て去った、もしくは妥協したのであるか。

この疑問点を明らかにするために、まず、閣議決定までの議論と、自衛権行使の3要件の変更点について確認しておきたい。

例えば、昭和60年9月27日の政府答弁書によると、「自衛権発動の三要件」は次のように記されている（遠山2014）。

- ①我が国に対する急迫不正の侵害があること
- ②この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

これらの条件から導き出されるのが、「一般的な」集団的自衛権の行使は、現行憲法では認められない、という結論であり、これが従来の政府見解であった。

2014年7月1日の閣議決定によると、「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」、すなわち、自衛権発動の「新三要件」として、以下の条件が打ち出された。

- ①わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段

がないこと

③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

閣議決定では、憲法第9条が「武力の行使」を一般的に禁じていることに触れつつ、憲法前文が「国民の平和的生存権」を確認し、憲法第13条が「生命、自由、および幸福追求に対する国民の権利」を規定していることに言及し、「新三要件」の憲法上の論理性を立証している（首相官邸2014）。

6. 閣議決定に対するメディアの反応

閣議決定の翌日、大手新聞社朝刊の一面には、「集団的自衛権」のキーワードが並んだ。特に、朝日新聞は「海外で武力行使容認」という見出しをつけ、「憲法の柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲を行った」と厳しく批判した。さらに、毎日新聞の一面では「9条解釈を変更」、「戦後安保の大転換」と位置づけられた。一方で、読売新聞は、集団的自衛権の限定容認によって「日米同盟」がさらに強化された、と主張し、産経新聞は、安倍総理の悲願である「憲法改正」へ、また一步近づいたことを強調した（佐藤2014：20-23）。

言い換えるならば、朝日新聞と毎日新聞では、閣議決定が「解釈改憲」であり、「戦争をできる国」になったという論調であり、読売新聞や産経新聞では、「アメリカと一緒に戦争をすることができる普通の国」に近づいた、という内容になっている。一見すると、7・1閣議決定によって、日本の安全保障政策が180度転換された、という見出しで報道されているのである。

しかしながら、7・1閣議決定の際に、中核的な役割を果たした高村正彦・自民党副総裁と、北側一雄・公明党副代表が指摘しているように、2014年5月15日の第二次安倍内閣・安保法制懇報告書によると、安倍総理は、この段階ですでに、「集団的自衛権」の「全面行使」を否定している。つまり、この時点で、自民党は、公明党の平和主義への配慮をみせ、集団的自衛権の「全面行使」を断念していた、と解釈されるべきである（月刊『WILL』2014年10月号：292）。

そして、高村副総裁が述べているように、そもそも閣議決定は、「あくまでも政府が法案を整備するために政府内の見解をまとめたという出発点」にすぎず、閣議決定にもとづいて法整備が進められていくことになっている。にもかかわらず、7・1閣議決定をもって、集団的自衛権の行使が「全面的に」可能になったかのように報道するのは、メディアによる「誤解」、もしくは意図的な「曲解」であるといえよう（同上：296－297）。

7. 閣議決定における「歯止め」：公明党の平和主義の役割

なぜ、公明党は「曲解」もしくは「誤解」されるような集団的自衛権行使の限定容認をおこなったのであろうか。そもそも、7・1閣議決定の作成過程における公明党の平和主義が果たした役割とは何であったのだろうか。

まず、集団的自衛権行使の限定容認の必要性については、安全保障環境の変化が挙げられる。具体的には、核兵器、弾道ミサイルなどの大量破壊兵器に加え、領域をめぐるトラブルやテロ攻撃などへの対処の必要性である、と説明されている（公明新聞2014年9月14日）。この決断は、「国民の命と平和な暮らし」を守るための必要な自衛力の行使、という点で、「現実平和主義」にもとづいていると分析される。

一方で、この閣議決定は、日米同盟強化も意図されており、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の改定が念頭に置かれていた。つまり、日米同盟の抑止力を機能・強化させ、他国による「侵略戦争」を防止する、という効果も期待されていたといえる（同上）。

それでは、閣議決定において公明党が果たした役割とは、何であったのか。それは、自衛措置の限界を示し、「他国防衛」のための集団的自衛権行使に、明確な「歯止め」をかけたことである。そして、この「歯止め」も公明党の「反戦平和主義」の規範的影響力の結果であるといえよう。

前述のように、2014年5月15日の段階で、安倍総理は、「一般的な」集団的自衛権行使の可能性を排除したが、閣議決定がなされた7月1日の記者会見においても、改めて、他国防衛のための集団的自衛権行使を次のように否定し

た。

海外派兵は一般的に許されないという、従来からの原則も全く変わりありません。自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してない。

日本国憲法が許すのは、「わが国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置」だけだ。外国の防衛自体を目的とする武力行使は行わない（公明党史編纂委員会2014：315）。

自民党の党是は憲法改正であり、日本を「いわゆる」集団的自衛権を行使することができる「普通の国」にすることである。にもかかわらず、自民党は、現行憲法下における「一般的な」集団的自衛権行使を断念し、与党協議の際には、公明党の意向を受け入れたのである。

具体的には、新三要件を起草する段階で、公明党の提案により、「他国」という表現が、「我が国と密接な関係にある」へと修正された。また、公明党の要請により、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される「おそれ」という曖昧な表現が、より具体的で客観性の高い「明白な危険がある」場合、へと変更され、自衛権発動に明確な「歯止め」がかけられた（公明党史編纂委員会2014：317）。

すなわち、連立政権のパートナーである公明党が、与党内部から厳格な「歯止め」をかけることによって、他国防衛を目的とした「一般的な」集団的自衛権行使が、現行憲法上、許されないことが改めて確認されたのである。集団的自衛権の「全面行使」が否定され、個別的自衛権行使の合憲性が確認されるかたちとなった7・1閣議決定には、公明党の「反戦平和主義」と「現実平和主義」の両方が反映されている。

8. 従来の政府見解と「新三要件」の論理的整合性

1972年の政府見解によると、自衛権の行使は、「あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認される」と規定されており、新三要件の第一項の根幹となっている（同上：314）。

新三要件と1972年政府見解との整合性について確認したうえで、横畠裕介内閣法制局長官は、新三要件が、「丸ごとの集団的自衛権を認めたものではない」と強調し（公明新聞2014年7月19日）、次のように説明した。

憲法第9条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという72年見解の基本論理を維持し、それを前提として、これに当てはまる極限的な場合は、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も、これに当たるとした（同上）。

実際に、閣議決定にも「(72年見解の) 基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない」と規定されており、従来の政府見解との論理的整合性を保った内容であると考えられている（公明党史編纂委員会2014：315）。そして、これは公明党の「現実平和主義」と「反戦平和主義」両方と理論的には一致していると解釈されよう。

歴代政府見解は「個別的自衛権」行使のみの合憲性を主張してきたが、7・1閣議決定における「集団的自衛権」行使は、従来の個別的自衛権と重なり合う部分であり、さらに、阪田雅裕・元内閣法制局長官が指摘するように、新三要件は、従来の政府見解の「延長線上」にあり、論理的一貫性も保たれている（秋元2014b：219）。

佐藤優氏（元外務省主任分析官）によると、7・1閣議決定の内容は、「従来の個別的自衛権や自衛隊がもつ警察権で対応できる事柄を、集団的自衛権としてまとめ直したもの」として結論づけられる（佐藤2014：31）。憲法学者の木村草太氏（首都大学東京准教授）も、在日米軍基地への武力攻撃事態を例として挙げ、佐藤氏と同様の説明している。例えば、在日米軍基地への攻撃に対して、自衛隊が反撃する場合、日本の領域を守るための「個別的自衛権の行使」としても、米軍を守るための「集団的自衛権の行使」としても、国際法上、両方の解釈が成り立つ、という議論である（同上：31-32）。

従来の政府見解において合憲とされている「個別的自衛権」行使と重なり合う部分を「集団的自衛権」行使としてまとめてあるため、従来の政府見解と7・1閣議決定の整合性は、論理上、保たれていることになる。

9. 山口代表へのインタビュー：「集団的自衛権」行使容認について

それでは、山口那津男・公明党代表は、集団的自衛権の行使容認論と従来の政府見解との論理的整合性について、どのように説明しているのであろうか。山口代表は、1993年8月から1994年5月まで防衛政務次官を務めており、野党・与党時代を通して、公明党の外交・安全保障政策を担当してきた。そのため、山口代表の見解を分析することが、公明党の平和主義と7・1閣議決定を理解する上で必要不可欠であるといえよう。

田村重信（自民党政務調査会調査役）が聞き手となったインタビュー（『月刊WiLL』2014年9月号）の中で、山口代表は、与党協議の意義、及び、7・1閣議決定と従来の政府見解との整合性について説明している。

まず、第二次安倍内閣発足後、山口代表は、公明党の「集団的自衛権」に関する見解を次のように説明し、安倍総理に与党協議の必要性を提案した。

これまで政府が長年とってきた憲法解釈が、公明党の考え方の基本です。それを踏み外すような集団的自衛権を丸ごと認めることには反対です。安保法

制懇のご議論は十分に行っていただきたいと思います。ただし報告書が出た時は、必ず与党で議論をする機会を作ってください（同上：237）。

これは、集団的自衛権行使をめぐる重要な安全保障政策について、公明党の平和主義を反映させるための交渉であり、7・1閣議決定に歯止めをかけるための打診であったと考察される。同時に、「集団的自衛権を丸ごと認めることには反対」という言葉に、「限定容認」の可能性が含まれていると解釈されよう。

山口代表は、1972年政府見解のみならず、有事法制を議論した「2002年政府見解」、「2003年政府見解」を確認したうえで、改めて、7・1閣議決定が「解釈改憲」ではないことを論証している。

まず、1960年に締結された日米安全保障条約の第5条1項には、「日本国の施政の下にある領域での武力攻撃について、日本と米国が共通の危険に対処するように行動することを宣言する」とあり、防衛措置の範囲が「領域」（領土・領空・領海）に限定されていることを確認している（同上：240、傍線部は引用者）。

次に、山口代表は、2002年の政府見解を引用し、「基本的には、我が国の領土、領空、領海に対する武力攻撃を我が国に対する武力攻撃と言う。しかし公海上にある我が国の艦船に対するものは状況によっては我が国に対する武力攻撃に該当しうると考える」と、防衛の範囲が「領土」から「公海上」にまで広がったことを指摘している（同上：240、傍線部は引用者）。

そして、2003年政府見解を引用し、「我が国を防衛するために出動して公海上にある米国の艦船に対してなされた攻撃も、状況によっては我が国に対する武力攻撃の着手だと判断される場合には、日本が自衛権を行使することが出来る」、と自衛権行使の範囲が、「公海上」にある「米国艦船」にまで広がったことを強調している（同上：240、傍線部は引用者）。

これらの政府見解に照らしながら、山口代表は、「日本を守るために日本と一緒に活動している米国の艦船に対する攻撃でもそれは日本を守ることと同じであり、それを跳ね返す自衛権は行使できるとの結論に達したのです」と述べ

ている（同上：241、傍線部は引用者）。

さらに、「公明党としては、集団的自衛権の限定容認ではなくて、いわば個別的自衛権に匹敵するような場合に限定し、『専守防衛』に徹する平和主義を貫いた」として、「他国防衛」のための「一般的な」集団的自衛権が現行憲法上は行使できないことを再び確認している（同上：242、傍線部は引用者）。

一般的に、「集団的自衛権」の行使には、自衛のための必要最小限度の「武力行使」が伴う。しかし、集団的自衛権を行使しなければならない安全保障環境において、武力行使を行った場合、正当な自衛措置であっても、交戦状態が拡大・長期化する蓋然性は高いため、「平和的解決」が最善である。

それでは、「平和的」もしくは「非軍事的」な「集団的自衛権」行使、という選択肢はあり得るのだろうか。2009年10月6日、山口代表は、筆者とのインタビューの中で、非軍事的な安全保障政策（取材においては、日本と「集団安全保障」に関してであったが）の可能性として、アイスランドの例を挙げた。

アイスランドは、歴史上、一度も軍隊を組織したことがない、いわゆる「非武装国家」である。しかし、NATO加盟国として、不凍港と24時間体制の空港を提供することによって、「集団的自衛権」に基づいた軍事同盟に貢献している。つまり、アイスランドのような「非武装国家」であっても、「非軍事的」な方法で、「集団的自衛権」を行使することができる、という解釈が成り立つ。

アイスランドの例にみられる「非軍事的」なオルターナティヴは、日本国憲法の平和主義との親和性が高く、今後、公明党が「集団的自衛権」行使に関する立法措置・法律改正を検討・議論していく上で、一つの参考になるのではと推察される。

10. おわりに

7・1閣議決定は、戦後日本政治史における大転換であるかのように誤解・曲解されたが、「専守防衛」のための「自衛権」行使という「現実平和主義」は変化しておらず、むしろ公明党の「反戦平和主義」の影響によって、自衛権行使の「新三要件」には厳格な歯止めがかけられた。

7・1閣議決定では、いわゆる「PKO駆け付け警護」も可能になり、自衛隊が離れた場所で襲撃されている文民要員を救援するための武器使用が緩和された（公明党史編纂委員会2014：316-317）。ちなみにこれは、紛争後の国際平和協力業務へ貢献するための「PKO協力法」を成立させた際と同様、公明党の「国際平和主義」として解釈されよう。

本稿で考察したように、公明党は「平和の党」として、「反戦平和主義」、「現実平和主義」、「国際平和主義」をバランス良く組み合わせ、丁寧な議論・検討をおこなうことで、安全保障に関する立法過程へと影響力を行使してきた。結党以来、公明党は一貫して「平和主義」を堅持しており、7・1閣議決定の際にも、「歯止め」をかけることで、日本国憲法の「平和主義」を守り通した。

したがって、公明党は、「平和の党」の看板を外しておらず、その平和主義の規範的影響力は衰えていない。7・1閣議決定にもとづく今後の安全保障に関する法整備にも、公明党の平和主義が反映されていくことが期待される。

参考文献

- ・ 秋元大輔（2014a）「安全保障と公明党」（公明新聞2014年8月23日）
- ・ 秋元大輔（2014b）『地球平和の政治学：日本の平和主義と安全保障』第三文明社
- ・ 朝日新聞（2014年7月1日）「（集団的自衛権）武力行使、政権の裁量、閣議決定、何が変わるのか」
<http://www.asahi.com/articles/DA3S11218373.html>（2015年2月6日閲覧）
- ・ 朝日新聞アエラ編集部（2000）『創価学会解剖』朝日新聞社
- ・ 岡田克也（2014年6月27日）「集団的自衛権：公明党は『平和の党』の看板を外すのか」『衆議院議員 岡田克也 公式ブログ』
<http://katsuya.weblogs.jp/blog/2014/06/post-6237.html>（2015年2月6日閲覧）

- ・月刊『WiLL』(2014年9月号)「本誌独占ロングインタビュー：公明党への疑問に全て答える『集団的自衛権』：山口那津男公明党代表／聞き手・田村重信自民党政務調査会調査役」
- ・月刊『WiLL』(2014年10月号)「スクープ対談：高村正彦自民党副総裁x北川一雄公明党副代表：『集団的自衛権』永田町の攻防」
- ・公明新聞 (2005年3月18日)
- ・公明新聞 (2014年7月19日)
- ・公明新聞 (2014年9月14日)
- ・公明党史編纂委員会 (2014)『大衆とともに ― 公明党50年の歩み』公明党機関紙委員会
- ・佐藤優 (2014)『創価学会と平和主義』朝日新聞出版
- ・産経新聞 (2014年5月17日)「創価学会『改憲経るべきだ』行使めぐり見解」
<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/140517/plc14051718290011-n1.htm> (2015年2月6日閲覧)
- ・産経新聞 (2014年7月5日)「山口公明党代表、『憲法の平和主義を堅持』集団的自衛権で」
<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/140705/stt14070515150003-n1.htm> (2015年2月6日閲覧)
- ・島田裕己 (2007)『公明党vs.創価学会』朝日新聞社
- ・首相官邸 (2014)「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(2014年7月1日閣議決定)
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf> (2015年2月6日閲覧)
- ・遠山清彦 (2014)「自衛権発動の三要件」
http://toyamakiyohiko.com/wp-content/uploads/2014/05/toyama_panel20140528yosan_01_05.pdf (2015年2月6日閲覧)
- ・西修 (1978)『自衛隊法と憲法9条』教育社
- ・毎日新聞社・編 (1969)『「公明党政権」下の安全保障：国会方式70年への

質問戦』毎日新聞社

- ・ Akimoto, Daisuke (2014) *'New Komeito' in Japanese Politics: Its Foreign and Security Policy*. Saarbrücken, Germany: Lambert Academic Publishing.
- ・ Bull, Hedley (2002) *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*. 3rd ed. New York: Palgrave.
- ・ Hardacre, Helen (2005) 'Constitutional Revision and Japanese Religions'. *Japanese Studies* 25(3), December, pp.235-247.
- ・ J・W・M・チャップマン／R・デリフテ／I・T・M・ガウ (1983) 『安全保障の新たなビジョン：日本の防衛・外交・依存』（創価大学平和問題研究所 高村忠成・山崎純一・花見常幸 訳）潮出版社
- ・ Kisala, Robert (1999) *Prophets of Peace: Pacifism and Cultural Identity in Japan's New Religions*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- ・ *New York Times*. 27 February 1991. 'Japan's Gulf Vote Gives Minor Party a Big Role.'

公明党国会議員インタビュー

- ・ 赤松正雄 (2009年9月30日)、衆議院第一議員会館
- ・ 高木陽介 (2009年10月5日)、衆議院第二議員会館
- ・ 山口那津男 (2009年10月6日)、参議院議員会館